

企業行動基準

株式会社エス・サイエンス

当社は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため当社は、次の7原則に基づき、人権を尊重し、関係法令およびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動する。

1. 社会的に有用な製品・サービスを安全性や個人情報の保護に十分配慮して開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
 - ① 消費者・顧客のニーズを把握し、社会的に有用な製品・サービスを開発、提供する。
 - ② 製品・サービスの安全性と品質を確保する。
 - ③ 消費者・顧客に対して、製品・サービスに関する適切な情報を提供する。
 - ④ 消費者・顧客からの問い合わせ等には誠実に対応する。
 - ⑤ 個人情報・顧客情報を適正に保護する。
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
 - ① 独占禁止法の遵守につき、社内での徹底を図る。
 - ② 適正な購買取引方針を確立する。
 - ③ 自社の秘密情報を管理し知的財産を保護する。また、他者の知的財産を尊重する。
 - ④ 不当な利益等の取得を目的とする贈答・接待を行わない。
 - ⑤ 政治、行政と透明度が高い関係を構築するとともに、政策本位の政治の実現を支援する。
3. 株主はもとより、広く社会のコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
 - ① 株主総会やIR活動を通じて、株主・投資家等とのコミュニケーションを促進する。
 - ② ステークホルダーに対して、適時適切に情報を開示する。
 - ③ 広報活動等を通じて、社会との双方向のコミュニケーションを促進する。
4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
 - ① 多様な人材が個々の能力を十分に発揮できる人事処遇制度を構築する。
 - ② 雇用における差別を行わず、機会の均等を図る。

- ③ 安全と健康のため、快適な職場環境を実現する。
 - ④ 従業員の個性を尊重し、従業員のキャリア形成や能力開発を支援する。
 - ⑤ 従業員と直接あるいは従業員の代表と誠実に対話、協議する。
 - ⑥ 児童労働、強制労働は認めない。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
- ① 反社会的勢力を排除するとの基本方針を明確に打ち出す。
 - ② 反社会的勢力の威嚇には、警察等と連携して対応する。
 - ③ 業界団体や地域企業と連携し、反社会的勢力の排除に取り組む。
6. 経営トップは、本基準の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させる。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- ① 経営トップは、リーダーシップを最大限発揮し、経営理念・行動規範の明確化、社内への徹底等にあたる。
 - ② 経営トップは、経営理念や行動規範の基本姿勢を社外に表明し、具体的取り組みについて情報開示する。
 - ③ 全社的取り組み体制を整備する。
 - ④ 内部通報システム（相談窓口）を整備する。
 - ⑤ 企業行動規範・基準に関する教育・研修を実施、充実する。
 - ⑥ 企業行動規範・基準の浸透・定着状況をチェック、評価する。
7. 本基準に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。
- ① 経営トップは日頃から、危機管理の視点に立って、緊急事態の発生を未然に防止するための社内体制を整備する。
 - ② 万一緊急事態が発生した場合には、経営トップ自らの指揮の下、速やかに事実調査、原因究明を行い、企業としての責任ある適切な対応方針・施策を打ち出す。
 - ③ 社会に対して経営トップ自ら、事実関係、対応方針、再発防止策等について明確な説明を迅速に行う。
 - ④ 役員および従業員一人一人が、良心と良識に基づいて公正で誠実な事業活動を行うことを遵守するために、役員および全従業員が確約書を提出することを義務付ける。

以 上